

【目指す生徒像】

- ・自ら考え、正しく判断し、創造性に富む生徒
- ・自他を認め、よりよい信頼関係を築くことのできる生徒
- ・心身ともに健康で、未来をたくましく生きていく生徒

【学校教育目標】

～教養豊かで、たくましく生きる生徒の育成～

- ・自ら考え、正しく判断し、創造性に富む生徒の育成に努める
- ・自他を認め、よりよい信頼関係を築くことのできる生徒の育成に努める
- ・心身ともに健康で、未来をたくましく生きていく生徒の育成に努める

【目指す教師像】

学校の課題解決のために、具体的な目標を掲げて組織的に取り組み、お互いの力を高め合える教師

いじめ問題対策基本方針

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの生徒にも起こり得ることと認識して、対策を講じること。
- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめられた生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず対策を講じること。
- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」とこの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。また、全ての生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着に努めること。

保護者・地域・関係機関との連携

- ・学校基本方針を保護者等に知らせ、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員、民生委員、主任児童委員、保護司、警察共助員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校以外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための研修会を実施する。
- ・学校だよりやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ問題対策委員会

- <いじめ防止対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生日じめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・必要に応じて随時開催する
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達
- <構成メンバー>
- ・校外：本校学校評議員会構成員をもってあてる
- ・校内：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、人権教育担当、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

1 いじめの未然防止

<いじめを生まない環境づくり>

- ・人権教育の推進
- ・道徳教育の充実
- ・特別活動（体験活動）の充実→生徒の主体的活動
- ・学力保障→放課後学習の充実
- ・情報モラル教育
- ・教職員研修の充実
- ・地域や家庭との連携
- ・積極的生徒指導の推進→あいさつ・返事・言葉遣い
- ・靴揃えの徹底

信頼関係の構築

2 いじめの早期発見

<生徒の変化を敏感に察知>

- ・日々の観察・声かけ
- ・「生活ノート」の活用→根気強く丁寧な対応
- ・教育相談の充実→教育相談週間の活用
- ・Q-Uテスト等の活用→年2回実施
- ・定期的ないじめ調査アンケートの実施→各学期に実施
- ・校内の情報収集・共有体制づくり→SCとの連携
- ・地域や家庭からの情報提供依頼→地区行事や地区別懇談会等

3 いじめに対する対応

いじめ発生情報のキャッチ

いじめ問題対策委員会

保護者との連携

- ・協力を求め、その背景や要因をさぐり今後の連携について話し合う。

正確な実態把握

指導体制・方針決定

生徒への指導・支援

今後の対応

- <いじめの全体像を把握>
- ・当事者双方、周りの生徒からの聴き取り、記録を時系列で残す。
- ・いじめを積極的に認知し、関係職員と情報を共有する。

- <指導のポイントの明確化>
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・役割分担を考える。
- ・教育委員会や関係機関との連携を図る。

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

- ・継続的に支援を行う。
- ・SC等の活用を含めた心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営を行う。

教育委員会・スクールソーシャルワーカー・警察等の関係機関